

# 新型コロナウイルス感染症対策と

## 放課後児童クラブ運営に関するガイドライン

所沢市こども未来部青少年課

令和4年4月

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染防止を徹底し、コロナ禍でも放課後児童クラブの事業を継続できるように、保護者や運営団体の協力のもと、以下の対応を行うこととします。

### 1. 感染予防のお願い(児童クラブ利用児童の保護者向け)

- (1) 毎朝、児童の検温を行うなど、健康観察を行ってください。
- (2) 児童や同居家族の具合が悪い時など、可能な場合は利用を控えてください。
- (3) 児童クラブ利用中に児童が体調不良となった場合は、すみやかなお迎えをお願いします。
- (4) 自宅での監護が可能な時には、利用を控えてください。
- (5) 早めのお迎えが可能な時は、ご協力をお願いします。
- (6) マスク(不織布推奨)の着用にご協力をお願いします。なお、アレルギー等によりマスクの着用が困難な場合には、ご利用の児童クラブへご相談ください。
- (7) 児童がPCR検査や抗原検査を受検した場合は、ご利用の児童クラブへご連絡ください。

### 2. 児童クラブでの感染対策(放課後児童クラブ向け)

- (1) 児童が登所する前に、施設内の清掃や消毒を済ませ換気します。
- (2) 児童及び職員が登所したら、検温、手洗い、手指消毒を実施します。
- (3) 児童が長時間密(同じ集団)にならないように、対面にならない座席配置や距離の確保、一人で過ごせる遊び(読書等)を取り入れるなど工夫するとともに、学校施設や公園なども活用します。
- (4) おやつや食事の前に、テーブルの消毒と児童の手洗いと消毒を実施し、食事中は換気と黙食に努めます。

小学校の長期休業期間等、登所児童数が多い日の食事は密を避けるために、座席配置の工夫、時間交代制による分散、屋外や小学校施設の活用(青少年課が教育委員会に許可を得ます)などにより、児童の距離を1m程度確保します。

感染拡大期は児童クラブでのおやつ提供を中止し、持ち帰りとする場合があります。

- (5) 1日保育時は、登所時、昼食時の2回、児童の健康観察を実施します。
- (6) 状況に応じては、保護者の入室を控えていただきます。
- (7) 感染拡大期には誕生日会等の行事の内容を変更したり、中止を検討します。

### 3. 児童が児童クラブを利用できない場合

- (1) 児童が新型コロナウイルス感染症に感染した場合。
- (2) 児童が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された場合。
- (3) 児童や同居家族が発熱等の症状や体調不良等により、PCR検査や抗原検査を受検した場合。濃厚接触者ではない場合、結果が陰性であれば翌日から利用できます。
- (4) 通う小学校が感染対策で学級閉鎖等になった場合。(7参照)

### 4. 児童クラブが臨時休所となる場合

- (1) 児童または職員が、新型コロナウイルス感染症に感染し、職員等の検査実施に伴い運営が困難な場合。
- (2) 児童が通う小学校が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い学校閉鎖となった場合(学年・学級閉鎖の場合は開所しますが、当該児童は利用できません)。なお、複数の学校区を対象とするクラブは、学校閉鎖となった小学校の児童のみ利用を制限し、クラブは開所します。
- (3) 児童クラブの臨時休所が決まった場合は、児童クラブから速やかに保護者へ連絡します。
- (4) 児童が学校へ登校中または児童クラブに登所した後に臨時休所となった場合は、児童クラブから保護者へ連絡し、早めのお迎えを依頼します。

### 5. 児童クラブで感染者が発生した場合

- (1) 当該者の症状が出た日(無症状の場合はPCR検査や抗原検査の検査日)の2日前の行動履歴等を確認します。
- (2) 感染者の行動履歴に基づき、保健所(業務が逼迫している時期等は市)が濃厚接触者等の特定を行います。
- (3) 濃厚接触者の有無等により、運営団体と市が施設の運営について協議します。
- (4) 施設の運営に支障が生じる際は、保護者へ連絡します。
- (5) 職員が濃厚接触者となる場合、必要に応じてPCR検査や抗原検査を受検します。
- (6) 施設の運営が可能な場合は、施設の消毒を行い、施設を使用する児童や職員の健康観察を実施します。

### 6. 濃厚接触者について

- (1) 患者と同居あるいは長時間(車内・航空機等を含む)の接触があった者
- (2) 手で触れることの出来る距離(目安1m)で、必要な感染予防策(マスク)なしで、患者と15分以上の接触があった者
- (3) 適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護していた者
- (4) 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

参照：国立感染症研究所 感染症疫学センター 令和3年1月8日版  
「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」

## 7. 小学校が感染対策で学級閉鎖等になった場合

児童が通っている小学校が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校閉鎖になった場合は、感染防止の観点から学校閉鎖期間中は児童クラブのご利用はできません。また、学年閉鎖や学級閉鎖の場合は、対象となる学年や学級の児童が児童クラブを利用することはできません。

## 8. 情報の共有化

- (1) 本ガイドラインに基づき情報提供いただいた内容は、各児童クラブと市で情報共有いたします。
- (2) 児童や職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、必要に応じて個人が特定されない内容で施設の対応等について、各児童クラブを通じて保護者の皆様へ報告します。

## 9. 人権尊重、個人情報の保護

感染された方の特定、児童や職員に対する差別や偏見、SNS等でのむやみな情報拡散などが起こらないよう十分ご配慮ください。

## 10. 新型コロナウイルスに関する相談先

- ・かかりつけ医
- ・通っている学校の校医
- ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター  
【24時間受付】0570-783-770